

お 知 ら せ  
( 公 募 型 指 名 競 争 )

「医療用通信システム」に係る応募書類の提出について

財団法人 2005 年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）は、愛・地球博会場内の医療救護施設に設置する医療用通信システムについて、競争見積に参加を希望する方を次のとおり募集いたします。

記

1 業務の概要

愛・地球博会場内には医療救護施設として 3 ヲ所の診療所（医師・看護師・事務員常駐）と 5 ヲ所の応急手当所（看護師・事務員常駐）があり、来場者の傷病に対応する。

本システムは応急手当所においては、看護師が医師の指示を仰ぐことを目的としたモニタリングシステムとして映像をデジタルビデオカメラで撮影し所管の診療所へ送信する装置およびコードレス電話を設置する。

診療所においては送信された映像をリアルタイムでモニターする装置および外国語通訳サービスへ電話する際に必要となるハンズフリー機能付電話機を設置する。

(1) 業務名

医療用通信システムの設置

(2) 設置場所

長久手会場

北ゲート診療所・ 西ゲート診療所・ 東ゲート応急手当所・ 遊びと参加ゾーン応急手当所・ センターゾーン応急手当所・ コモン 4 応急手当所

瀬戸会場

瀬戸診療所・ 瀬戸ゲート応急手当所

2 システム仕様概要

仕様の詳細については「応募書類作成要領」に仕様書を添付します。

(1) システム条件等

【モニタリングシステムについて】

- ・ 回線は協会の設置する S M 光ファイバケーブルを使用する。
- ・ 配線は端子盤以降は必要。
- ・ 伝送方向は一方向通信とし、映像データのみ送信する。
- ・ 音声データやその他データは送信しない。
- ・ システム要求はリアルタイム映像をモニターに常時配信できるものとする。
- ・ 撮影するカメラは、デジタルビデオカメラ（家庭用）を使用する。
- ・ モニターは TV チューナー内蔵の液晶モニターを使用する。

【電話システムについて】

- ・ 応急手当所においてはカメラを操作しながら通話する必要があるためコードレス電話を導入する。なおこの回線には協会の設置する協会内イントラ IP 電話回線を使用する。配線は端子盤以降は必要。
- ・ 診療所においては外国人対応のための通訳サービスへ電話した際に必要となるハンズフリー機能のある電話機を導入する。なおこのサービスはダイヤル Q2 を利用するため協会の設置するアナログ電話回線（各診療所に 1 本のみ）を使用する。配線は端子盤以降は必要。

(2) 使用機材

- ・ モニタリングシステム部分

15 インチカラー液晶テレビモニター × 7 台

デジタルビデオカメラ × 5 台

送信機 × 5 台（カメラから SM 光ファイバケーブルへ）

受信機 × 7 台（SM 光ファイバケーブルからテレビモニターへ）

分配器 × 2 台（センターゾーン応急手当所、コモン 4 応急手当所については 2 箇所の診療所へ送信する）

- ・ 診療所における電話機

ハンズフリー対応ビジネスホン × 7 台

- ・ 応急手当所における電話機

コードレスホン × 5 台（IP ホン対応）

それぞれ電源 単相 100V 50/60Hz

（下表を参照）

施設名	必要となる端末器材				伝送装置等		
	モニター	ビデオカメラ	ハンズフリー電話	コードレス電話	送信機	受信機	分配器
長久手会場							
北ゲート診療所	4		3			4	
西ゲート診療所	2		2			2	
東ゲート応急手当所		1		1	1		
遊びと参加ゾーン応急手当所		1		1	1		
センターゾーン応急手当所		1		1	1		1
コモン 4 応急手当所		1		1	1		1
瀬戸会場							
瀬戸診療所	1		2			1	
瀬戸ゲート応急手当所		1		1	1		
合計	7	5	7	5	5	7	2

この他に機器配線部材が必要

### (3) その他

- ・ 契約にはシステムの搬入据付工事を含む。
- ・ 本業務の遂行にあたって疑義が生じた場合は、速やかに協会関係職員の指示を仰ぎこれに従うこと。
- ・ 本業務の遂行にあつたて知り得た情報については、他に漏洩することがないよう特に配慮すること。

### 3 納入期限（システム搬入据付）

平成 17 年 2 月 28 日

### 4 応募資格

#### (1) 応募条件

応募者は単独企業としますが、協力企業と連携して業務を行うことも可能とします。  
ただし、応募者、協力企業ともに、重複して応募することはできません。

#### (2) 応募資格

被成年後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者でないこと。

破産宣告を受け復権していない者でないこと。

銀行取引停止処分を受けている者でないこと。

会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥る恐れがないと協会が認めた者を除く。）でないこと。

愛知県に自社の拠点（本社又は支社、営業所としての事務所）を有すること。

応募書類に不備がないこと。

### 5 応募書類の作成及び提出に係る事項

#### (1) 応募書類作成要領の入手方法

応募書類作成要領は次の場所において無償で配布します。

なお、郵送又は FAX での配布はいたしません。

配布窓口

財団法人 2005 年日本国際博覧会協会 調達グループ 契約チーム

〒480 - 1101 愛知郡長久手町大字熊張字茨ヶ廻間乙 1533 - 1

（西ゲート）管理棟 2 階 電話 0561 - 61 - 7317（直通）

配布期間

平成 17 年 1 月 7 日（金）～平成 17 年 1 月 14 日（金）

午前 10 時～午後 5 時（土日、祝日を除く）

#### (2) 応募書類の作成及び提出方法

応募書類作成要領に示す様式及び留意事項に基づき作成し、下記の提出場所へ期限までに持参してください。提出部数は1部です。なお、郵送又はFAXでの提出は受けません。

応募書類等作成に用いる言語、通貨および単位

日本語、日本国通貨、日本の標準時および計量法（平成4年法律第51号）に定める計量単位。

提出場所

上記「5(1)」の配布窓口と同じ

提出期限

平成17年1月17日（月）午後3時までとします。

（土日、祝日を除く）

## 6 競争参加資格の確認

提出された応募書類について「4 応募資格」を満たしているかどうかの確認を行い、応募資格が有すると認められた方（以下「競争参加者」という。）には、「5(2)」の提出期限から概ね10日以内に「見積依頼書」を交付します。

また、応募資格が無いと認められた方についてもその旨通知します。

## 7 見積書及び見積内訳書の提出

競争参加者には、協会が別途指定する期日までに見積書及び見積内訳書を提出していただきます。

## 8 契約相手の決定方法及び契約方法

予定価格以下で最も低額な見積書を提出した方を契約交渉の相手方とします。契約金額その他契約条件について交渉し、合意すればその内容にて契約を締結します。

なお、合意に至らない場合は、次に低額な見積書を提出した方と交渉を行います。

また、見積金額が近似している方が複数ある場合には、その複数者で再度の見積を行う場合もあります。

## 9 その他

- (1) 提出された一切の書類は、返却しません。
- (2) 応募書類の作成及び提出に要する一切の費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された応募書類は、提出者に無断で使用することはありません。
- (4) 応募書類に関する問合せ先及び問合せ時間

問合せ先

財団法人2005年日本国際博覧会協会 調達グループ 契約チーム  
〒480-1101 愛知郡長久手町大字熊張字茨ヶ廻間乙1533-1  
（西ゲート）管理棟2階 電話0561-61-7317（直通）

問合せ時間

応募書類提出期限の前日までの午前 10 時～午後 4 時とします。

(土日、祝日を除く)

以上